

会長	会長代理	事務局長	係長	主査	係員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月6日（火）午後3時15分

2. 開催場所 太良町中央公民館2階 視聴覚室

3. 出席委員（18名）

農業委員 (8名)

会長	8番 榎原 照博
	1番 野口 敏春
	2番 西村 正史
	3番 川下 始
	4番 川崎 豊洋
	5番 福江 晋
	6番 市丸 義則
	7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (10名)

笛本 和彦
池田 信文
江下 久子
田島 一昭
蕉竹 敏治
大岡 利昭
内田 圭一郎
浦田 進
三原 仁
田久保 孝一

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員1名)

内田 秀敏

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可不要届について
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 112 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 113 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
議案第 114 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
議案第 115 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（あつせん）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から第 31 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員 8 名、推進委員 10 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、4 番の川崎委員と 5 番の福江委員よろしくお願いします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第 112 号 2 件、議案第 113 号 3 件、議案第 114 号 4 件、議案第 115 号 2 件となっています。</p> <p>それでは引き続き報告第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可不要届を 1 件受理したので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(不要届報告)
議長	事務局の報告が終わりました。 現地を確認された川崎農業委員及び内田推進委員から補足等があれば

	お願いします。
川崎委員	<p>12月28日に、内田推進委員と一緒に現地を確認してきました。農地は2種農地とありますが、○○さんの話では基盤整備をおこなったということで1種農地という話を聞いたんですけど、1点確認をお願いします。それと、1種農地でも200m²以内だったら建てれるとか要件はどうなっているのかを教えてください。</p>
事務局	<p>はい、登記簿を確認したところ、土地改良法による換地処分とありますので、1種農地になるのかと思います。すいません、訂正をお願いします。</p> <p>それから、今回の許可不要については、面積要件や1種2種農地などの農地要件関係なく、許可不要届を提出できます。</p>
川崎委員	<p>すぐ横に水路が通ってるんですけど、水路はしっかりと残して石積をしてありますて、約1メートル埋め立ててありました。</p> <p>雨水も適切に影響がないように処理してありましたので、報告します。問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。</p>
内田 推進 委員 議長	<p>川崎委員の報告のとおりです。</p> <p>それでは、報告第1号1番について、何かご意見ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
議長	<p>ご意見等ないので、1番について追加指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を1件受理したので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	(解約報告)
議長	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>報告内容について、何かご意見はございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>

	<p>ご意見等ないようなので、報告第2号1番について追加の指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、議案第112号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川下委員	<p>この案件につきましては12月28日、田久保推進委員と○○さん、○○さんと現地を確認しました。</p> <p>この土地にはもともとハウスが建っていたということで、まだ基礎は残っていました。それで、周囲が○○さんの農地であるということで、規模拡大して周りの田んぼと一緒に耕作をするというような話でした。</p> <p>以上です。</p>
田久保推進委員	<p>まだ、ハウスの基礎ブロックの柱が10本ぐらいは残っていたので、撤去にいくらか時間と金がかかるのではと思いました。</p> <p>金額とかは双方納得の上で了承されていました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第112号1番について、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第112号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は举手をお願いします。</p> <p>(举手多数)</p>

	<p>議長 挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>29日に池田推進委員と○○さん立ち会いのもと確認しました。○○さんは、町外にお住まいですので、すべて○○さんにお願いしますということでした。</p> <p>対価が350万とありますけれども、家や小屋の解体費用も含めた金額だということですので、たいがいは解体費用ではないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
池田推進委員	<p>1743-1ですが、行ける道も何もないところです。</p> <p>それと1485-2にある倉庫は、かなり傷んでいまして、そのままでは危ないということで瓦は落としてあります。屋根が落ちている状況です。この小屋と自宅を解体するということでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第112号2番について、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第112号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第113号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>この件につきましては、○○行政書士が町外で現場に来ることができず、現場を工事する業者も来れないということで、現場を確認し、電話にて聞き取りをしました。</p> <p>賃借料の300万ということですが、使用期限の30年間の総額ということでした。議案は、永久となっていますが、30年ということですので修正をお願いします。</p> <p>相手方はもう91歳ですがという話をしたんですけども、これについては地上権の契約ですので、契約内容については相続人の方が引き継ぐことになりますと言われました。</p> <p>現場については、きれいに草を刈ってあります、排水路等についてはここに書いてあるとおりです。</p>
池田推進 委員 議長	<p>今、野口委員の報告のとおりです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第113号1番について、ご異議ございませんか。</p>
西村委員	<p>太陽光発電については、これまでも言っていたとおり、横断図等で見ればかなり傾斜があって、排水が地下浸透で大丈夫かなという心配がありま</p>

	<p>す。</p> <p>賃貸契約終了後のパネルの撤去と周辺の草刈りの件についてはしっかりと管理してくれるのかなという心配があります。</p>
池田推進委員	<p>野口委員とも話をしていたんですけども、周りから雑草の駆除とかの相談をしたときは、ちゃんと対応してくれるか心配という話はしていましたが、立会に来てないので話が出来ませんでした。</p>
西村委員	<p>現場にも出てきていないということですので、パネルの撤去と設置後の雑草等の管理の確認をしてもらわないと許可が出せないと思います。</p>
事務局	<p>総会後に担当の行政書士に確認をとりたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、その確認を条件に許可して良いですか。</p> <p>(はい)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第113号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。</p>

中島委員	<p>○○行政書士の方に連絡を昨日とりました。</p> <p>立ち会い等について話をしたんですが、年末年始で忙しいということで立ち会いは出来ないということでしたので、内容を詳しく説明をお願いしますと、私の方から聞きました。</p> <p>この土地については、農地パトロールの折に、大岡推進委員と回った時に倉庫が建ってるということで調査したところだと思います。</p> <p>今回、息子さんに贈与をしたいということで、畑に建物が建っている状況なので、ちゃんと地目変更しましょうということになりましたということでした。</p> <p>当然、家庭菜園となっている部分は、今も野菜等は作られておりますので、問題はないということで、大岡推進委員と現地確認もしました。</p> <p>以上です。</p>
大岡推進委員	<p>この件については、8月の総会で農業振興地域からの除外申請で意見聴取の際に審議した案件で、先ほど現地については、中島委員が詳しく説明されたとおり、一部、小屋が建っています。</p> <p>それと、その他については野菜をまんべんなく作っておられる状況で、現地確認につきましては、本日、再度確認をしたところです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第113号2番について、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第113号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は許可相当等認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、概ね 10 ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されますが、1203-37 及び 1203-38 については、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。</p> <p>第2種農地は、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であり、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はありません。</p> <p>第1種農地は、一体利用地として第1種農地の占める割合が全体の 1/3 を超えていないため問題はありません。</p> <p>また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
市丸委員	<p>28日に、浦田推進委員と調査に行ってきました。</p> <p>現地の方には、○○さんと従業員が1人立ち会っていただきました。</p> <p>これは8月に農振除外を申請をされたところです。</p> <p>その時に面積、場所等は確認していましたので、今回、所有権移転ということでその確認だけをとりました。</p> <p>○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さんは本人に確認取れました。</p> <p>○○さんは、電話かけたら息子さんが出て確認が取れました。</p> <p>○○さんは、高齢でしたので、娘さんの方で確認を取りました。</p> <p>そういうことで、全員の方に確認が取れたところです。</p> <p>現地の方は、測量のため図面を書かなければいけなかったということで、綺麗に雑木等が刈り取ってありました。</p> <p>それで、対価については総額40万と書いてありますけども、まだ決めていないそうです。</p> <p>話し合いをしていないということを言わされました。というのは、最初は何人かの方から土地を買う予定が、その周辺の土地も買ってくださいという状況になったということでした。</p> <p>水路についても小さいものがもともとありますが、そこまでは埋立をされないのでそのまま残るということでした。</p> <p>地域の話し合い等もちゃんとされているということで、承認ももらっているということでした。以上です。</p>

浦田推進 委員	<p>今、市丸委員が言わされたとおり、前回、現場に行ったときは、雑木等で荒れていたんですが、360度綺麗に草刈り等がされていて、荒廃農地のイメージがありませんでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第113号3番について、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし) 異議なしと認め、議決を採ります。 議案第113号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数) 挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第114号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、佐賀県農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画書（案）を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第114号1番と2番は、貸し手が同じで関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。
市丸委員	<p>27日に、浦田推進委員と調査に行ってきました。</p> <p>現地の方には、○○さんが来ていただきました。</p> <p>○○さんの方には浦田推進委員から確認を取っていただきました。</p> <p>ここは令和3年から作っておられるところで、周りが○○さんの畑があるて、自分の畑の前が荒れるのはよくないということで、借りて、みかんを植えられているところです。</p> <p>今回、期間が7年ということで、7年経ったら80歳になられるということで、それまで出来たら良いなあということを言っておられました。</p> <p>そして、次の○○さんですけども、ここも27日に、浦田推進委員と調査に行ってきました。</p> <p>ここも○○さんと同様に令和3年から借りて、荒れたらもったいないということで、自分が借りて玉ねぎを作っているということです。</p> <p>今後、7年間は作っていくということでした。以上です。</p>
浦田推進委員 議長	<p>今後、あと7年延長してくださいとのことでした。以上です。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第114号1番及び2番について、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第114号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第114号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>

	(挙手多数)
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>現地の確認を12月27日に行ってています。</p> <p>立会で、○○さんと○○さん、それと、私と笹本推進委員で確認を行っています。</p> <p>畑ですけども、みかんのマルチ管理を徹底されていました。</p> <p>今回の申請に至った理由は、20年ほど前から○○さんが借りていたということでしたが、契約の手続きをしていなかったため、今回、正式に契約を結んで借りるようにしますということでした。</p> <p>設定期間については、特に根拠ありませんということで、今まで○○さんが借りて、成木になっているような状況ですので、とりあえず3年として、また、何年間という考えがあるそうです。以上です。</p>
笹本推進委員	<p>少し枯れかけているみかんの木もあるので、改植も考えているということでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第114号3番について、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第114号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>

	(挙手多数)
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>1月4日に、会長と江下推進委員と3人で、○○さんのお父さんとお母さんと話してきました。</p> <p>今回、前回の期間が終わるので、また新たに5年間借りるということでした。賃借料も、引き続きこのままでいきたいということでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>田島推進委員の報告どおりです。以上です。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第114号4番について、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第114号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p>

	<p>続きまして、議案第115号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（あっせん）、佐賀県農地中間管理機構より農用地集積等促進計画書（案）を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第115号1番と2番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案説明）</p> <p>本件は12月1日にあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になります。今回の農業委員会総会にかけまして、売り主から農業公社への所有権移転、及び農業公社から買主への所有権移転が行われます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>あっせん委員の中島農業委員及び大岡推進委員から補足の説明はありませんか。</p>
中島委員	<p>一つだけ、購入金額について、売主さんがもう少し高く売りたかったということを聞きましたが、買主さんが新規就農者ということで頑張っておられるので、希望額にしたということをおっしゃってました。</p> <p>以上です。</p>
大岡推進委員	<p>私からは特にございません。</p>
議長	<p>それでは、議案第115号1番及び2番について、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第115号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手</p>

	<p>をお願いします。</p> <p>(举手多数)</p>
議長	<p>举手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第115号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は举手をお願いします。</p>
議長	<p>(举手多数)</p> <p>举手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議、協議事項及び報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言があれば举手をお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第31回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和8年1月6日

会長 榊原照博

議事録署名者 川崎豊洋

議事録署名者 福江晋